



平成21年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 太 陽 工 機  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 渡 辺 登  
(コード番号:6164 ジャスダック)  
問 合 せ 先 管 理 部 長 牛 尾 滋 昭  
(TEL 0258-42-8808)

## 従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成21年 5 月 7 日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成21年 6 月 19日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値を向上させることを目的とし、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容及び数の上限

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式60,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる新株予約権を調整するものとする。ただし、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

##### (2) 新株予約権の数

600個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は100株とする。）ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算出方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次に算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年による退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、③に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

③この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と

新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が前記（7）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上